

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」
の一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）について、令和4年5月17日から同年6月18日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計5件の御意見をいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0件
○ FAXによるもの	0件
○ インターネットによるもの	5件
合 計	5件

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙1のとおりです。また、御意見を踏まえた原案からの修正箇所は別紙2のとおりです。

（注）御意見については、財務省地下1階（東京都千代田区霞が関3-1-1）の閲覧窓口において閲覧することができます。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
制度に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> 改正案に賛成である。現実に沿った妥当な内容であると思う。ついては、当改正案とは関係ないが、今は禁止されている置き回り販売についても、買い物難民を救済する観点から、緩和（固定店舗を持った上で、トラック等で置き回り販売を行うは可とする。又は小売免許の新たな区分として新設する）してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見ありがとうございます。なお、置き回り販売に関する御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> 届出による期限付酒類小売業免許の取扱いに定めている「同一者による同一場所での届出は1か月の範囲内において1回に限る。」とは具体的にどのようなことか不明確である。1か月の起算日と最終日を明確にしてください。起算日は、催物開催の初日、酒類販売の初日、届出しようとする日の最大1か月前の日など、いろいろな解釈が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、1か月の起算日を臨時販売場の開設日であることが明確になるよう、改正案の該当部分について、「当該販売場を開設する日から起算して1か月以内において1回に限る」と修正いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> 改正に賛成です。期限付き小売業免許の取扱いについては、輸入酒フェアの特例的な取扱いは初期の目的を達成しており、一般小売業免許が規制緩和されている現状を踏まえると削除が相当と言えます。また、届出による期限付酒類小売業免許の取扱いについては、月をまたがる開催などの実態に合った要件変更や有料・無料の区別等を取り除いたこと、開催期間を7日から10日（連続した日であることを要しない。）に拡大したことは、事務処理手続きの緩和につながり酒類業者の事務負担の軽減を図る効果的な改正であります。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見ありがとうございます。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正に賛成です。 期限付き小売業免許の取扱いについては、輸入酒フェアの特例的な取扱いは初期の目的を達成しており、一般小売業免許が規制緩和されている現状を踏まえると削除が相当と言えます。 また、届出による期限付酒類小売業免許の取扱いについては、月をまたがる開催などの実態に合った要件変更や有料・無料の区別等を取り除いたこと、開催期間を7日から10日(連続した日であることを要しない。)に拡大したことは、事務処理手続きの緩和につながり酒類業者の事務負担の軽減を図る効果的な改正であります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見ありがとうございます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、輸入酒フェア等の制限を他と変えていた背景及び、今回制限を他と同様にする背景を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の輸入酒フェア等の取扱いについては、平成5年に取りまとめられた緊急経済対策に基づき、円高メリットが国民に還元されるよう、当時の国税庁の施策として、輸入酒フェアを実施する場合には、当時の期限付酒類小売業免許の要件を満たすものと取り扱うこととしていたものです。 今回の法令解釈通達の改正は、「届出」により期限付酒類小売業免許を受けたものと取り扱う範囲の拡大を目的としており、現在、輸入酒フェア等は実質的に開催されることは少ない実態等を踏まえ、文言上削除をしましたが、現行の輸入酒フェア等の取扱いについては、届出による場合に含まれることとしております。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した場所が修正箇所である。

修 正 案	原 案
<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第2項関係</p> <p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、申請者、申請販売場、申請目的等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 その他これらに類する場所とは、野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的又は臨時に人の集まる場所、ダム工事現場等又は季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等をいう。</p> <p>ロ 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>ハ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>ニ 催物等の開催期間又は開催日があらかじめ定められている。</p> <p>この場合において、ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が明瞭に定められている。</p>	<p>別冊</p> <p>酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第2項関係</p> <p>1 期限付酒類小売業免許の取扱い</p> <p>(1) 免許の要件</p> <p>期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、申請者、申請販売場、申請目的等が、次に該当している場合に付与する。</p> <p>イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。</p> <p>(注) 1 即売会場とは、会社、官公庁若しくは団体等の職場において開催される即売会場、地方特産物、新製品若しくは贈答品の即売会場又は製造者の自製酒、酒類販売業者の自己の商標を付した酒類若しくは自己の輸入した酒類の広報宣伝のための展示等即売会場をいう。</p> <p>2 その他これらに類する場所とは、野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的又は臨時に人の集まる場所、ダム工事現場等又は季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等をいう。</p> <p>ロ 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>ハ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>ニ 催物等の開催期間又は開催日があらかじめ定められている。</p> <p>この場合において、ダム工事現場に係るものについては工事の終期が、臨時列車又は遊覧船に係るものについては運行期間等が明瞭に定められている。</p>

修 正 案	原 案
<p>(削除)</p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(当該免許申請に係る酒類の品目について製造免許又は販売業免許を受けている製造者又は酒類販売業者をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) 申請書の提出 期限付酒類小売業免許を受けようとする場合には、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請させる。</p> <p>(3) 免許の期限 イ 期限付酒類小売業免許を付与する場合は、催物等の開催期間、季節的又は臨時に人の集まる期間、運行期間等を考慮し、適切な期限を付す。 ロ 催物等の開催期間又は開催日が延長又は延期されたため特に必要であると認められる場合は、免許の期限を延長することができる。</p> <p>2 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が博覧会場等で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、原則として販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものとして取り扱う。 ただし、同一者による同一場所での届出は<u>当該販売場を開設する日から起算して1か月以内において1回に限る。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(注) 上記イの(注)2の場所において、現に固定した店舗を設け、清涼飲料又は嗜好飲料の販売を業として行っている者が申請者の場合で、販売場廃止後の酒類の引渡先(当該免許申請に係る酒類の品目について製造免許又は販売業免許を受けている製造者又は酒類販売業者をいう。)及び引渡期日があらかじめ定められており、かつ、当該引渡先が確実に引き取る旨の確約書を提出しているときは、上記イの規定にかかわらず、期限付酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>(2) 申請書の提出 期限付酒類小売業免許を受けようとする場合には、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請させる。</p> <p>(3) 免許の期限 イ 期限付酒類小売業免許を付与する場合は、催物等の開催期間、季節的又は臨時に人の集まる期間、運行期間等を考慮し、適切な期限を付す。 ロ 催物等の開催期間又は開催日が延長又は延期されたため特に必要であると認められる場合は、免許の期限を延長することができる。</p> <p>2 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が博覧会場等で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、原則として販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものとして取り扱う。 ただし、同一者による同一場所での届出は<u>1か月の範囲内において1回に限る。</u></p>

修正案	原案
<p>(1) 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が10日以内（連続した日であることを要しない。）である。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。</p> <p>(3) 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(4) 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>(5) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一である。</p> <p>(6) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。</p>	<p>(1) 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が10日以内（連続した日であることを要しない。）である。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。</p> <p>(3) 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</p> <p>(4) 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</p> <p>(5) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一である。</p> <p>(6) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。</p>